

官報

号外 昭和四十一年三月一日

第五十一回 衆議院會議録 第二十号

昭和四十一年三月一日(火曜日)

議事日程 第十一号

昭和四十一年三月一日

午後二時開議

第一 千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

第二 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

人事官任命につき同意を求めるの件

日程第一 千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

坂田農林大臣の農業基本法に基づく昭和四十年年度年次報告及び昭和四十一年度農業施策についての発言及び質疑
健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時七分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより會議を開きます。

人事官任命につき同意を求めるの件

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

内閣から、人事官に佐藤正典君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

昭和四十一年二月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十一年三月一日 衆議院會議録第二十号

人事官任命につき同意を求めるの件 千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この議定書は、千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間を一箇年延長するために作成されたものであつて、この議定書の当事国となることは、安定した価格による小麦の輸入必要量の確保等の見地からわが国にとつて望ましいことと考えられる。よつて、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書
この議定書の署名国政府は、千九百六十二年の国際小麦協定が千九百六十五年七月三十一日に効力を失ふことを考慮し、また、

同協定第三十六条(2)の規定に基づく国際小麦理事會の勧告に従ひ同協定の有効期間を延長することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長

千九百六十二年の国際小麦協定(以下「協定」といふ)は、千九百六十六年七月三十一日まで、この議定書の締結の国間で引き続き効力を有する。

第二条 署名、受諾、承認及び加入

(1) この議定書は、千九百六十五年三月二十二日において協定の締結の国であり又は暫定的に協定の締結の国とみなされている国の政府による署名のため、千九百六十五年三月二十二日から千九百六十五年四月二十三日まで、ワシントンで開放しておく。

(2) この議定書は、各署名国政府により、その憲

法上の手続に従つて受諾され又は承認されるものとする。受諾書又は承認書は、千九百六十五年七月十五日までに、アメリカ合衆国政府に寄託するものとする。

(3) この議定書は、次に掲げる加入のため開放しておく。

(a) 千九百六十五年七月十五日までに、同日において協定の附表B又はCに掲げられている国の政府が、協定に定められている条件又は協定へのその政府の加入に先だつて理事会が定めた条件に従つて行なう加入
(b) 協定第三十五条(4)に定める手続に従つて行なわれる加入

(4) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することにより行なうものとする。

(5) 理事会は、(2)又は(3)(a)の規定に従つて千九百六十五年七月十五日までにこの議定書を受諾せず若しくは承認せず、又はこれに加入しなかつた政府について、その受諾書、承認書又は加入書の寄託の期限の延長を認めることができる。

第三条 効力発生

(1) この議定書は、第二条の規定に従つて受諾書、承認書又は加入書を千九百六十五年七月十五日までに寄託した政府の間で、次に掲げる日に効力を生ずる。ただし、これらの政府及び千九百六十五年七月十五日までに(3)の規定に従つて通告を寄託した政府が、同日において協定の三分の二以上の票の二以上及び輸入国の票の三分の二以上を有すること又は同日において協定の締結の国であつたとすればこの票数を有することとなることを条件とする。

(a) 協定第一部及び第三部から第七部までについて千九百六十五年七月十六日

(b) 協定第二部については千九百六十五年八月一日

(2) この議定書は、千九百六十五年七月十五日後に受諾書、承認書又は加入書を寄託する政府については、その寄託の日に効力を生ずる。ただ

昭和四十一年三月二日 衆議院會議録第二十号 千九百六十二年の国際小売協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件 二八四

し、この議定書は、協定第二部については、千九百六十五年八月一日前には効力を生じないものとする。

(3) (1)の規定によるこの議定書の効力発生上は、署名国政府、第二条(3)(a)の規定に従つてこの議定書に加入する資格を有する政府又は第二条(3)(b)の規定に基づいて定められた条件で理事会が加入申請を承認した政府は、自国の憲法上の手続に従つてできる限りすみやかにこの議定書を受諾し、承認し、又はこれに加入するよう努力することを約束する旨の通告を千九百六十五年七月十五日までにアメリカ合衆国政府に寄託することができる。この通告を行なう政府は、理事会が決定する期間において、暫定的にこの議定書の適用を受けるものとし、かつ、暫定的にこの議定書の締約国とみなされる。

(4) この議定書の効力発生について前諸項に定める条件が千九百六十五年七月十五日までに満たされなかつたときは、第二条の規定に従つて同日までにこの議定書を受諾し、承認し、又はこれに加入した国の政府は、この議定書がこれらの政府の間で効力を生ずることを合意により定めることができる。又は事態により必要と認める他のあらゆる措置を執ることができる。

第四条 最終規定

(1) 協定及びこの議定書の実施上、協定第三十五条(4)の規定に従つて理事会が定めた条件で協定に加入した政府の属する国というときは、第二条(3)(b)の規定に従つてこの議定書に加入した国を含む。

(2) アメリカ合衆国政府は、この議定書の締約国であり若しくは暫定的に締約国とみなされる国の政府又は千九百六十五年三月二十二日において協定の締約国であり若しくは暫定的に締約国とみなされている国の政府に対し、この議定書の署名、受諾及び承認、これへの加入並びに第三条(3)の規定に従つて行なわれた通告並びにこの議定書の効力発生の日をするみやかに通報するものとする。

以上の証拠として、下名は、このため各自の政府から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の本文は、ひとしく正文とする。その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託される。同政府は、各署名国政府及び各加入国政府に対してその認証原本を送付するものとする。

千九百六十五年三月二十二日にワシントンで作成した。

アルゼンティンのために

ノルベルト・M・パレネチエ

千九百六十五年四月二十二日

オーストラリアのために

キース・ウォーラー

千九百六十五年四月二十一日

オーストリアのために

ヴァルフリート・ブラツツァー

千九百六十五年四月二十三日

ベルギー及びルクセンブルグのために

この署名は、ベルギー・ルクセンブルグ経済同盟のために行なわれる。

男爵 シュエイヴァン

千九百六十五年四月十三日

ブラジルのために

ジュラシー・マガリヤンエス

千九百六十五年四月十九日

カナダのために

C・S・A・リッチー

千九百六十五年四月二十二日

コスタ・リカのために

ハイメ・フォンセーカ

千九百六十五年四月二十三日

キューバのために

ドクトル カレル・ドゥダ

千九百六十五年四月十四日

ドミニカ共和国のために

ボニヤ・アティレス

千九百六十五年四月二十二日

エクアドルのために

グスターボ・ラレア

千九百六十五年四月二十二日

エル・サルヴァドルのために

R・デ・クレールモン・ドゥエネス

千九百六十五年四月二十二日

フィンランドのために

オラヴィ・ムンキ

千九百六十五年四月十六日

フランスのために

エルヴ・アルファン

千九百六十五年四月二十一日

ドイツ連邦共和国のために

K・H・クナツプシュタイン

千九百六十五年四月十五日

ギリシャのために

A・マツアス

千九百六十五年四月二十三日

グアテマラのために

カルロス・ガルシア・パウル

千九百六十五年四月二十二日

アイスランドのために

イングヴァイ・イングヴァールソン

千九百六十五年三月三十一日

インドのために

ブラー・クマール・ネルー

千九百六十五年四月十九日

インドネシアのために

アイランドのために

ウィリアム・P・フレイ

千九百六十五年四月九日

イスラエルのために

アディン・タルバル

千九百六十五年四月十二日

イタリアのために

セルジオ・フェノアルテ

千九百六十五年四月七日

日本国のために

武内龍次

千九百六十五年四月二十一日

大韓民国のために

キム・ヒョン・チョル

千九百六十五年四月十九日

リベリアのために

S・エドワード・ビール

千九百六十五年四月二十一日

リビアのために

ファトヒ・アビディア

千九百六十五年四月二十三日

メキシコのために

ウーゴ・B・マルガイン

千九百六十五年四月二十一日

オランダ王国のために

C・スビールマン

千九百六十五年四月二十三日

ニュー・ジラランドのために

G・R・レイキング

千九百六十五年四月二十三日

ナイジェリアのために

ゴドウィン・アラオマ・オニエグブラ

千九百六十五年四月二十二日

ノールウェー王国のために

ハンス・エンゲン

千九百六十五年四月十九日

ペルーのために

フィリピン共和国のために

ホセ・F・インペリアル

千九百六十五年四月二十三日

ポルトガルのために

J・デ・メネゼス・ローザ

千九百六十五年四月二十一日

サウディ・アラビアのために

イブラヒム・アルリスワイエル

千九百六十五年四月二十二日

シエラ・レオネのために

南アフリカ共和国のために

H・L・T・タスウェル

千九百六十五年四月十四日

南ローデシアのために

K・H・タウジ

千九百六十五年三月二十三日

スペインのために

メーリ・デル・ヴァル

千九百六十五年四月二十三日

スウェーデンのために

フリーベルト・デ・ベッセン

千九百六十五年四月十四日

スイスのために

批准を条件として

A・ツェーニング

テュニジアのために

ラシッド・ドリス

千九百六十五年四月二十三日

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、世界の小麦市場についての年次調査報告作成のためのこの協定に規定する情報を国内で公表された統計資料の範囲内において提供し、また、この協定に参加しない国との商業的取引及び特殊取引に関する情報を当該国が同意する場合に限って提供する。

A・ドブルーニン

千九百六十五年四月二十二日

アラブ連合共和国のために

M・F・セラフィー

千九百六十五年四月二日

アーメッド・ミカウィ

千九百六十五年四月二日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

パトリック・ディーン

千九百六十五年四月二十三日

アメリカ合衆国のために

オーヴィル・L・フリーマン

千九百六十五年三月二十四日

ヴァチカン市国のために

エジディオ・ヴァニョッチ

千九百六十五年四月二十日

ヴェネズエラのために

G・R・レイキング

千九百六十五年四月二十三日

西サモアのために

千九百六十五年四月二十三日

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長高瀬傳君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔高瀬傳君登壇〕

○高瀬傳君 たいがい議題となりました千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきま

して、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昨年二月ロンドンで開催された国際小麦理事會において、千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間を千九百六十六年七月三十一日まで一カ年延長することについて合意が成立し、本議定書が採択されました。

本議定書は、千九百六十五年三月二十二日から四月二十三日まで、協定の締結国の署名のため開放され、わが国は四月二十一日、本議定書に署名いたしました。

このたび延長されました千九百六十二年の国際小麦協定は、小麦の取引価格の安定と需給の調節を主目的として締結されたものであります。

本件は、二月十一日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願います。

かくて、二月二十五日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第二 通行税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、通行税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

通行税法の一部を改正する法律案

本議定書は、千九百六十五年三月二十二日から四月二十三日まで、協定の締結国の署名のため開放され、わが国は四月二十一日、本議定書に署名いたしました。

このたび延長されました千九百六十二年の国際小麦協定は、小麦の取引価格の安定と需給の調節を主目的として締結されたものであります。

本件は、二月十一日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願います。

かくて、二月二十五日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第二 通行税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、通行税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

通行税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年一月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

通行税法の一部を改正する法律

通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を

次のように改正する。

第三條第一項中「千円」を「千四百円」に改める。

附則

1 この法律は、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 改正後の通行税法第三條の規定は、この法律の施行の日以後に領収する旅客運賃等(同法第二條に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ)に係る通行税について適用し、同日前に領収した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

理由

日本国有鉄道の運賃及び料金の改定に伴い、鉄道等の二等の寝台料金等の課税最低限を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長三池信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三池信君登壇〕

○三池信君 たいがい議題となりました通行税法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、現行通行税法では、主として一般大衆が利用する二等寝台料金につきましては、これを非課税とするため、課税最低限の金額が定められておりました。一人一回につき千円以上の料金に對してのみ課税するたてまえとなつていたのであります。今回、日本国有鉄道の運賃改定にあわせて、その二等寝台料金につきましても改定が行なわれる予定になっておりますため、現行

昭和四十一年三月一日 衆議院會議録第二十号

通行税法の一部を改正する法律案 坂田農林大臣の農業基本法に基づく昭和四十年年度年次報告及び昭和四十一年度農業施策についての発言

二八六

の課税最低限のままで二、三等複合料金の一部が新たに課税される結果を生ずるのであります。
そこで、この法律案は、従来どおり、汽車等の二、三等複合料金を非課税とするため、その課税最低限を一人一回につき千四百円に引き上げようとするものであります。

本案は、去る一月二十七日本院に提出され、二月二十一日当委員会に付託されたものであります。審査の結果、去る二月二十五日、質疑を終了し、討論を行ないましたところ、日本社会党を代表して武藤山治君より反対、民主社会党を代表して永末英一君より賛成の旨の意見が、それぞれ述べられました。

次いで、採決いたしました結果、本案は多数をもって原案のとおり可決となりました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

農林大臣が参議院から参りますまで、このままたちよつとお待ちを願います。

坂田農林大臣の農業基本法に基づく昭和四十年年度年次報告及び昭和四十一年度農業施策についての発言

○議長(山口喜久一郎君) 農林大臣から、農業基本法に基づく昭和四十年年度年次報告及び昭和四十一年度農業施策について発言を求められております。これを許します。農林大臣坂田英一君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔國務大臣坂田英一君登壇〕

○國務大臣(坂田英一君) 先般国会に提出いたしました昭和四十年年度農業の動向に関する年次報告及び昭和四十一年度において講じようとする農業施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

申すまでもなく、これらの報告及び文書は、農業基本法に基づいて政府が国会に提出したものであります。

まず、昭和四十年年度農業の動向に関する年次報告について申し上げます。

この年次報告は、「第一部 農業の動向」と、「第二部 農業に關して講じた施策」に分かれております。「第一部 農業の動向」におきましては、農業基本法の趣旨に沿ひ、他産業と比較した農業の生産性及び他産業従事者と比較した農業従事者の生活水準の動向に焦点を置き、これに關連する農業の動向を、三十九年度を中心として、できる限り最近に及んで明らかにいたしてあります。

その概要を申し上げます。
三十九年度から四十年年度にかけて、国内経済は景氣調整の過程をたどりましたが、その農業に対する影響は、出かせぎの減少や農協系統金融などの部面にあらわれておりますものの、新規学卒者を中心とする農業労働力の流出は依然として続いており、食料消費や農家経済の面でも、四十年年度上半期までのところ、ほとんど直接の影響は見られていないと考えられます。

このような状態の中で、三十九年度における農業の生産性及び農業従事者の生活水準の動向を見ますと、まず、就業者一人当たりの実質国民所得をもつて農業と非農業の生産性を比較いたしますと、農業は非農業の三〇％で、前年度の二九％に比べて格差はわずかながら縮小を示しました。また、世帯員一人当たりの家計費をもつて農家と勤労者世帯の生活水準を比較いたしますと、農家は全国勤労者世帯の七九％で、前年度の七七％に比べ、格差は改善を見ているのであります。

しかしながら、生産性の格差が縮小した要因としては、農業生産が三十八年度を五％上回る伸びを示し、農業の労働生産性が順調に向上したこととありますが、同時に、農産物価格が他物価に比べて有利に推移したことや、他産業の成長率が鈍化したこと等による面も大きいと見られるのであります。また、なお農業生産性の向上が強く要請される状況であります。

また、農家の生活水準につきましても、その向上が兼業化の進行に伴ひ農外所得の増加によるところが大きく、さらに、生活環境施設、教育、保健等の面で、農村と都市との間になお相当の隔たりがあることも見のがせないところであります。

農業生産は、三十九年、四十年と引き続き増加を示しました。しかしながら、その内容を見ますと、畜産物、果実等がおおむね順調な伸びを見せているのに対し、米をはじめとする穀類生産に停滞の傾向が見られ、また、野菜生産が依然不安定であるなど、生産が食糧需要の動向に必ずしも十分対応できない面も生じております。このため、飼料を含めて食糧農産物の輸入が増加する一方、生鮮食料品価格が上昇し、流通機構の不備等もあって、消費者物価高騰の二因となつております。

このような状況にかんがみ、今後、農業の生産性の一層の向上をはかりながら、農業生産の維持、増大につとめてまいる必要があると考えられるのであります。

さらに、農業経営の動向について見ますと、農業就業人口は、三十五年度から三十九年度までの間に年率三・八％の減少を示し、農家戸数は、この間に年率一・三％の減少を見ております。このような傾向の中で、一町五反以上層の農家は増加し、それ未満の階層の戸数は減少を示しております。一方、第二種兼業農家が増加して、農家全体の四二％を占めております。他面、経営規模の拡大資本整備の充実、経営の専門化につとめて、相当の農業所得をあげている農家も徐々にふえておりますが、こうした生産性の高い農業経営への発展を困難にしている種々の条件も見られるのであります。

したがって、今後、経済の発展に対応しつつ、農村の社会環境の整備をはかることと並行して、農業経営発展の基礎条件、すなわち、生産基盤の整備、経営規模拡大の促進、革新的技術体系の確立、農業従事者の資質の向上等の諸施策を総合的かつ積極的に推進することの必要性がますます高まつていくと考えられるのであります。

以上が第一部の概要であります。

次に、「第二部 農業に關して講じた施策」について申し上げます。

これは、第一部と同様、三十九年度を中心として、できる限り最近に及んで、政府が農業に關して講じた施策を、農業基本法第二条に掲げる施策の全般にわたり、農業の動向との関連及び施策の実績等にも言及して記述したものであります。

最後に、「昭和四十一年度において講じようとする農業施策」につきまして、その概要を申し上げます。

この文書は、年次報告にかかる農業の動向を考慮して、四十一年度において政府が講じようとする農業施策を明らかにしたものであります。

最近における農業の動向は、ただいま御説明したとおりであります。このような動向に対処いたしまして国民食糧の安定的供給の確保、農業の生産性と農業従事者の所得の向上並びに農業従事者の福祉の向上をはかることは、わが国経済の均衡のとれた発展をはかる上できわめて重要な課題であります。政府といたしましては、農業基本法の定めるところに従ひ、同法の定める施策を着実に具体化することを基本的な態度として農業施策を講ずることといたしております。

四十一年度において講じようとする農業施策の重点といたしまして、まず第一は、農業生産基盤の整備と農業技術の開発及び普及により、農業の生産性の向上と総生産の維持増大をはかることとであります。

農業生産基盤の整備につきましては、農産物の

需給の見通し、農業技術の発展、農業機械化の方向に即して土地改良事業の計画的な推進をはかるため、土地改良長期計画の趣旨に沿って、圃場条作の整備とその前提となる基幹かんがい排水施設の体系的整備、農道の整備、農地及び草地の造成等を拡充実施することといたしております。特に農道の整備については、農林漁業用揮発油税財源をかり事業を中心として、一段と拡充推進することといたしております。また、農業技術の開発をはかるため、試験研究の拡充強化につとめるとともに、新技術の普及を促進するため、普及組織の整備と普及活動の効率化をはかることといたしております。

第二は、増大する農産物需要の動向に即応して農業生産の選択的拡大をはかることとあります。まず、畜産につきましましては、飼料自給基盤の強化につとめるとともに、生産性の高い畜産経営を育成して、畜産物の安定的供給をはかるため、酪農振興のための諸施策を推進いたすほか、最近飼養頭数が減少しつつある肉牛について、肉牛資源の維持増進と飼養経営の改善のための施策を強化し、牛肉の安定的供給の確保をはかることとしております。

次に、野菜の供給の安定的増大をはかるため、価格補てん制度の拡充とあわせて指定産地制度を大幅に拡充して、集団産地の計画的な育成につとめ、また、果樹につきましましては、広域的、集団的な産地の形成と合理的な果樹園経営の確立をはかることといたしております。

このほか、米麦その他の主要農作物につきましまして、集団栽培方式の普及、高性能機械の導入等により、経営の近代化と生産性の向上をはかることといたしております。

第三は、農業経営規模の拡大等農業構造の改善を積極的に推進し、自立経営農家の育成に資することとともに、協業の助長を促進することとあります。

農業構造の改善をはかるため、農地等の移動を

農業経営規模の拡大へ方向づけるよう、農地等の取得のあつせん、取得に要する資金の融通等の業務を行なう農地管理事業団を発足させることも、農業構造改善事業が地域の実情に即して円滑に実施され、事業の成果が確保されるよう措置することといたしております。

このほか、次代の農業になら優秀な後継者を育成するため、中央青年研修施設の新設等、農村青少年の研修の充実、農業後継者育成資金の拡充等の施策を講ずることとしております。

第四は、農産物の価格安定、流通改善及び農業所得の確保をはかるための施策を充実することとあります。

米麦その他の重要農産物につきましましては、引き続き食糧管理制度等の適切な運用につとむるほか、需要の伸びが著しい畜産物、青果物等について、流通の合理化と農業所得の安定のための施策を拡充強化することとしております。特に、牛乳につきましましては、加工原料乳不足払い制度の円滑なる実施、生乳については指定産地における生産出荷の近代化事業の実施、指導体制の強化及び価格補てん制度の拡充をはかる等、施策を一そう強化することといたしております。また、蘭系につましましては、日本畜系事業団の生乳の買入れ及び売り渡しの操作等により価格の安定につとめ、このほか、中央卸売市場の整備を推進する等、生鮮食料品の流通機構の整備をはかることといたしております。

第五は、農業金融を改善拡充することとあります。農業改良資金の拡充をはかることとあります。農業の近代化に必要な長期、低利資金の円滑かつ十分な供給を確保するため、農林漁業金融公庫資金及び農業近代化資金の融資ワックスを拡大するとともに、特に、農業近代化資金につましまして、資金の融通を円滑にするため、融資対象の拡大、貸し付け金利の引き下げ、保証制度の拡充等をはかることとしております。また、無利子で貸し付け

を行なう農業改良資金につましまして、貸し付けワックスをさらに拡大することといたしております。第六は、農業従事者の福祉の向上と豊かな住みよい農村の実現を目標として、農村対策の充実をはかることとあります。

農村における生活環境や社会環境の整備、改善をはかるため、農家生活の近代化の促進、農村住宅の改善、社会文化施設の整備、社会保障の充実等の施策を推進するとともに、山村振興法に基づき、山村における農林漁業等の産業基盤及び生活環境の整備をはかることといたしております。

なお、この文書におきましては、以上の基本方針のもとに、四十一年度において講じようとする農業施策について、農林省所管事項にとどまらず、各省所管事項を含めて記述しております。

以上、年次報告及び四十一年度農業施策について、その概要を御説明した次第であります。(拍手)

農業基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十一年度農業施策についての発言に対する質疑

○副議長(岡田直君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。これを許します。湯山勇君。

〔湯山勇君登壇〕 ○湯山勇君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま御説明のありました農業の年次報告並びに農業基本法が実施されて五年になります。五回目の報告書を読みますと、感じましたことは、五回目に申し上げますならば、一つは、わが国の農業の危機がいよいよ深刻になってきていること、いま一つは、この五年間、政府は一体何をやってきたかという疑問を深めたことの二つでございます。

わが国の農業の基本的態度については、この講

じようとする施策の勢頭に、「農業基本法」の定めるところにより農業の生産性および農業従事者の生活水準の向上を図るため、同法の定める施策を着実に具体化することを基本的態度とする。」とありまして、過去四回も一貫して同じように書いてございます。はたして、生産性と生活水準が着実に向上したでしょうか。報告書についてこれを見ますと、まず、生産性については、「労働条件は悪くなっているけれども、水利や土地の整備、機械化等によって、他産業との格差は縮小しないけれども、生産性は三十一年から三十九年まで、年率六・二％程度順調に伸びている。」と書かれてあります。生活については、「景気停滞の影響を受けることなく、農家所得は三十九年には一四％伸びて、消費生活の向上、貯蓄の増加等、順調な足取りを示している。」と書かれてあります。これは、現実のきびしさとはおおよそかけ離れた楽観的な見方でございます。

わが国の食糧自給率は、年々低下して、すでに八〇％を割っている。中期経済計画に比べて、三年も早く赤信号になってしまっております。食糧の輸入は、年々増大し、三十九年で十七億九千万ドルに達しております。農業労働力は質、量ともに低下し、兼業農家が八割に達するという事態は、まさに農業の危機以外の何ものでもありません。

かつて、池田前総理が、「農業者が喜んで農業に専念できるよう、思い切った革命的な施策を講ずる。」と、ここで演説されました。このことばが物議をかもし上げたのが、昭和三十八年の十月でございました。ことばは別としても、その心境はそのまま実感として理解することができるといいます。池田内閣のひずみは是正することを公約された佐藤総理は、わが国農業の現状をどのように把握しておられるか、それに対処する御決意はどうか、まず明らかにしていただきたいのであります。

以下、内容について四点左右をいたします。第一は、生産性の問題であります。

昭和四十一年三月一日 衆議院會議録第二十号

農業基本法に基づく昭和四十年年度年次報告及び昭和四十一年度農業施策についての発言に対する湯山勇君の質疑

二八八

今国会の劈頭、総理はじめ各大臣とも、口をそろえて、農業の生産性の向上を強調されました。しかし、農業は、他の産業と異なつて、土地による大きな制約を受けております。この農業の特性を忘れた単なる生産性向上政策は、一歩誤れば農業を破壊に導くおそれがあります。報告書の稲作についてこれを見ますと、動力耕うん機が二・六戸に一台をはじめ、農業の進歩等、昭和三十五年には反当百八十五時間の労働力を要したものが、三十九年には百四十七・二時間、三十七時間の節約ができています。しかし、米の生産は、三十七年以後次第に低下し、反当収量も四百キロから三百九十キロと連続低下しています。この減収を計算に入れても、なお生産性は約二〇％向上したことになるのであります。生産性は上がつていても、収量は減つてゐるのが実情であります。生産性向上のための構造改善事業では、農道、水路が整備され、水田の区画も大きくなりましたから、大型機械が使えるようになつて、生産性は大幅に向上いたしました。その反面、農道や水路の拡張によつて七〇程度の農地がつぶされることになつております。機械使用によるロスもありまして、その分は収量が減ることになっております。生産性の向上によつて労働時間が減少した分は、生産者米価の算定にあつてそれだけ米価を引き下げることになつております。その上、機械の買い入れの費用、土地整備の費用等の負担が多くなつてまいります。農民は農業の構造改善事業によつてみずからがみずからを苦しめることになつてゐるのであります。これで一体どうして稲作の構造改善が進められるでしょうか。土地基盤整備を主とする構造改善事業が進まぬ原因はここにあります。

農業に活用されてこそ、生産増強、所得の向上に結びつくのであります。しかし、いまのやり方では経営規模の拡大がこれに伴つておりません。この生産性向上の技術、物財を活用すべき土地がありません。ここに大きな盲点があります。生産性向上によつて余つた労働力が農業で消化できないために、やむを得ず働く場所を農業の外に求めざるを得ない。こうして新たに十一万戸の兼業農家がふえております。今日兼業農家の数は全農家の七九％、八割に達してしまつたのであります。他産業に職を求めるといふことになれば、需要の多い新卒業者がまず出ていくことになり、そこで農家は後継者を奪われます。次は若い男子、出かせぎをするのもまた主として男子であり、す。こうして農業のにない手は次第に女性化、老齢化し、男女の割合はついに女子六〇、男子四〇という最悪の事態に立ち至つたのであります。労働力の流出に加えて、麦や菜種をつくるのは引き合はれない。冬作放棄が次第にふえてまいりました。三十五年から四十年までに、冬作放棄は実に七十二万町歩に達しております。八郎潟の干拓には三百億圓を投じ、一方においてその五十倍の耕地で冬作放棄が行なわれてゐるのであります。政府はまるで底の抜けたおけに水をくむのと同じようなことをやっているとわかれてもいたし方がないものであります。この冬作放棄もまた引き合はれない冬作を切り捨てる農民自身の生産性向上ともいえますけれども、しかしながら、経営規模の拡大が重要な課題であり、食糧の自給度が低下しつつあるとき、貴重な生産基盤を遊ばせておくことは放置できないことだと思ふのでござい

ます。以上の見地から、あらたまってここで総理にお尋ねをいたします。今日、日本の農業が直面している危機は、明らかに政府の見通しの誤りと、条件の整つていない生産性向上政策の矛盾に基づくものであります。この矛盾をどう克服するか、そのためにどのような施策を講ずるか、また、この原因となつた農業基本法をこの際再検討する用意があるかどうか、お答えをいただきたいのであります。(拍手)

なお、このことに関連して農林大臣にお尋ねをいたします。

見通しと施策の誤りから、食糧の自給率は予想以上に悪化したしております。まだまだこれが低下することは必至であります。最悪の場合、自給率はどれくらいになる見込みか、それに対する対策はどうなのか。

次に、成長部門である畜産は、濃厚飼料の五二％を輸入にたよつております。その量は実に米を政府の買い上げの全量に匹敵したてしております。飼料自給の面から見しても、冬作放棄が拡大することはほつておけない問題であります。その対策はどうなのか。ことに冬作の中心である麦に對しては、二年前に米審からすみやかに麦の基本方針を示すよう宿題が出ております。まだお答えがありませんが、麦をどうするのか、これらをあわせて明らかにしていただきたいのであります。

第二の問題は、自立農家の育成でございます。自立農家育成は農業基本法のおもな柱であります。毎年出されるこの施策のほうには、必ず自立農家の育成が強調されております。ところがふしぎなことには、一方の報告書には自立農家がどれだけふえたのかはもちろん、自立農家の数さえ出していないのであります。こちらに出ておつて報告で消えている。頭があつて足がない。まさに自立農家育成は幽霊ではないでしょうか。(拍手)二町五反、年収百万の自立農家百万戸育成、この公約は一体どうしたのでしょう。いま経営規模で二町五反以上の農家は、三十五年が二十三万七千戸、四十年は二十五万六千戸と、五年間で約二万戸ふえております。このペースでまいりますと、自立農家百万戸育成には、今後実に百八十年から二百年かかることになってゐるのであります。さすがに報告書は、良心的にただの一言だけ、「自立経営

への発展の胎動が見出される」と書いてあります。ところが、施政方針演説で、総理は、自立農家を育成すると演説され、大蔵大臣は、自立農家育成の施策を着実に実行すると演説されました。報告書の胎動というのはいまだ生まれていないといふことです。生まれていないものをどうして育ていくのか、育成されるのか。総理大臣並びに大蔵大臣は、報告書と演説なさつたことの食い違いをどうお考えになられるかを承りたいのであります。(拍手)無責任を陳謝されるか、さもなくば、自立農家育成の具体策とその見通しを明らかにされたのであります。(拍手)

総理は、農地管理事業団のことを言われるかも知れませんが、確かに、わが国の現状では農地の移動に依存する面が大きいことは理解できます。しかし、それにしても四十億圓、二千ヘクタールが対象では全くお話になりません。一けたもしくは二けた食い違つておるのではございせんでしょうか。

それに、今回もまた、最も大切な離農対策が何も示されておられません。これでどうして安心して離農できるでしょうか。離農対策をどうするのか、それはいつ示されるのでしょうか、承りたいと思ひます。

なお、あわせて地価対策をどうするか。異常な土地の値上がりと耕作放棄が同居している、この変則状態の中でこれにどう対処されるか、これを明らかにしていただきたいのであります。いま御説明のあつたせつ々くの土地改良の長期計画も、農政の根幹がぐらついている今日の状態では、文字どおりどろ田に金を捨てることにもなりかねません。大蔵大臣の御所見を伺いたないのであります。

第三の問題は、所得についてであります。報告書で所得が順調に伸びているといふのは、実は農業所得ではなくて農家所得であります。三十九年、一農家平均六十六万七千圓の年間所得のうち、五二％は農業以外の所得であつて、その伸

び率は年一七・五%にも達しております。これが実は農家の生活を向上させていると述べております。佐藤総理は、施政演説において「兼業農家の増加の傾向にかんがみ、その所得を増大するため施策を推進する」と述べておられます。このお考えは明らかに農業基本法とは違っております。基本法には、農業従事者の所得と明記されております。総理の言われるのは、兼業農家の所得、すなわち農業よりも農外所得の増大に重きが置かれております。農業はうまくいかなくても、農外の兼業のほうで所得をふやせというのが総理の御趣旨でございますから、これではもはや農業政策ではありません。農民が農業軽視であるとして憤慨するのは当然でございます。(拍手)政策を誤ったために予期しなかったほど兼業がふえて、その所得が大きくなったという事実を見てから牛を馬に乗りかえる、こういう便宜主義は断じて許されないと考えております。(拍手)総理は、なぜこのように基本方針を變更し、なぜこのような考えをお持ちになるに至ったか、この際明らかにしていただきたいのであります。兼業農家が生活をささえていくために、どれだけ大きな犠牲を払っているか、重労働で疾病が急増している農村婦人、出かせぎで行くえ不明になったたくさんの方々の農民、最近も二月二十一日の朝日新聞の「今日の問題」にこう出ております。

もうすぐ春がくる、出かせぎのとうちゃんか帰ってくる——その「もうすぐ」を前に、名古屋でタンカー火事が起きた。下請けの作業員十五人が死んだが、そのうち四人は出かせぎ農民だった。留守宅の四人の妻や母たちは、電報を手紙に「貧乏人はどうしてこういじめられるのか」と泣くばかり。大きな工場や事業場で大きな事故がある。死ぬのはきまって下請けの労働者である。冬だと、その中にならずといつてよいほど出かせぎ農民がいる。先月末本紙社会面に「母恋しさに三百キロ」という記事が載った。六年生の男の子が保護された。和歌山のみかん畑

昭和四十一年三月一日 衆議院会議録第二十号

へ出かせぎに行った母親に会いたかった、という。公開調査で三年ぶりに帰ったトッチャを迎える三人のこどもの写真が、大きく載ったことあれば「とうちゃん」の消息を知っている」と留守宅でサギを働く男の記事も載る。二月もなかば過ぎた。かあちゃん農業できたかあちゃんだが、やっぱり一番うれいし時だ。「駅まで迎えにゆこう。その前にパーマをかけて……」総理並びに農林大臣は、こういう事実をどうやらに知られるのでしょいか。総理がほんとうに農業のことをお考えになっているのであれば、兼業農家の所得を増大する、こういうことをお取り消しになって、この際兼業や出かせぎをしなくてもいい、りっぱにやっつけていける農業を私は全力をあげて実現します、こう約束してそれを実行することではないでしょうか。総理の御所信を承りたいのであります。(拍手)

最後に、米価について簡単にお尋ねいたします。昨年は冷害が予想され、その対策にたいへん努力をいたしました。労働時間、物財費は相当多くなっております。その上、物価や賃金が上がってまいりましたから、四十一年産米は、現在の生産者米価一万六千三百七十五円を大幅に上回ること、これはもう農林大臣もお認めになられるところだと思っております。消費者米価は、この四十年度の生産者米価に伴って生じた逆ざや、つまり消費者米価が生産者米価を下回っているその逆ざやを解消しなければ、食糧制度の運営に支障がある、これが最大の理由で、一月一日から消費者米価を引き上げました。しかし、いまこの二つを比べてみますと、消費者米価と生産者米価との間に逆ざやを生ずるまでのゆとりはわずかに百七十三円、生産者米価を本年、四十一年度百七十三円以上上げれば逆ざやが生じます。これはもう、生産者米価を今度きめれば逆ざやになることはきまっております。そこでその場合に、本年同様、逆ざや解消の名のもとに消費者米価を上げられるのか、上げられ

れないのか。物価対策上、逆ざやになっても消費者米価は上げないと言われるのか。その他に方法がいろいろあるのか。これは具体的に数字をあげてお答えいただこうとは思いません。ただ、その方針を明らかにしていただきたいのであります。いま、消費者米価、生産者米価が、今日の公債発行に伴う国家財政でも、大きなウェイトを占めております。いま全然見通しが立たないとは大蔵大臣も言われないと思っております。もし、それができないようであれば、物価対策も、あるいは農業政策も公債政策も行き当たりばったりのそしりを免れないと思っております。この米価について、農林大臣、大蔵大臣からはつきり御答弁いただくことをお願いいたします。質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 湯山君にお答えいたします。

農業の現状につきましては、ただいま分析されたような状態が起きております。いわゆる兼業農家がふえておるとか、あるいは労働力がだんだん減っているとか、困難な実情にあること、これは私もそのとおりと認めます。

そこで、しばしば申し上げるのでございますが、農業基本法に基づいて、何とかしてその生産性を向上していき、農業もまた国民経済の健全なる一環としていっしょに成長することを心から望んでおる、そういう意味で、生産性の低い、あるいは農業、あるいは中小企業、こういうものと真剣に取り組みむということをお約束いたしておるわけでありませう。

そこで、この生産性の向上は、しばしば言われますごとく、また、ただいまも御指摘になりましたように、労働力の生産性を高めることと同時に、お説にもありました、土地の生産性を高めること、これが同時に必要なことであります。土地、労働力、その生産性を高めて初めて農業基本法の目的とするような農業の構造改善もできるわけでありませう。したがって、施策の面におきましても、いわゆる農業構造の改善などは、ただいま申す土地の生産性を高める、そのための努力が払われておるわけでありませう。したがって、こういう点でただいまの基本法が不十分でありますなら、今後とも、実情に沿った、りっぱな成績をあげるような基本法にいたさなければならぬのが政府のつとめでありませうから、十分気をつけてまいりたいのであります。

そこで、農業といえは、何といつても自立農家を育成強化することがまず第一に必要だ、ただいまはたいへん遅々として進まない、その数量なども期待はずれだ、こういうような御指摘でありまして、叱咤激励なさいますが、私は、この農業の自立農家を育成強化することは確かに非常にむずかしいことだ、これはぜひやらなければならぬことだが、むずかしいことだ、やはり時期を

かして、いただかなければ、とても実現するものではない、短期的に真剣に取り組みむことが必要だ、かように私は思っています。そして、農業の問題も、やはり地域的に特殊な事情がございますから、その特殊な事情を無視して自立農家をつくる、あるいは経営の拡大をはかる、ただそれだけではできないだろうと思っております。実情に合った処置をとつていく、そのためには時間的にも必要だ、かように申すのであります。

その次に、かようなことを申せばきつと農地管理事業団の話が出るだろう、かように御指摘であります。確かに、この意味において農地管理事業団は必要であります。もしもこれが一年早くできていたら、ことしなどは、一年間本格的に働いて、実績をあげただろうと思っております。今日御審議をいただいておりますが、ぜひとも早急に農地管理事業団が発足できるように御協力を賜わりたいと思っております。(拍手)

次に、農業問題を理解するためには、ただいまもお話ししましたように、地域の実情と営農の実態に即してこれを理解することが最も大事だ

けであります。したがって、施策の面におきましても、いわゆる農業構造の改善などは、ただいま申す土地の生産性を高める、そのための努力が払われておるわけでありませう。したがって、こういう点でただいまの基本法が不十分でありますなら、今後とも、実情に沿った、りっぱな成績をあげるような基本法にいたさなければならぬのが政府のつとめでありませうから、十分気をつけてまいりたいのであります。

そこで、農業といえは、何といつても自立農家を育成強化することがまず第一に必要だ、ただいまはたいへん遅々として進まない、その数量なども期待はずれだ、こういうような御指摘でありまして、叱咤激励なさいますが、私は、この農業の自立農家を育成強化することは確かに非常にむずかしいことだ、これはぜひやらなければならぬことだが、むずかしいことだ、やはり時期を

かして、いただかなければ、とても実現するものではない、短期的に真剣に取り組みむことが必要だ、かように私は思っています。そして、農業の問題も、やはり地域的に特殊な事情がございますから、その特殊な事情を無視して自立農家をつくる、あるいは経営の拡大をはかる、ただそれだけではできないだろうと思っております。実情に合った処置をとつていく、そのためには時間的にも必要だ、かように申すのであります。

昭和四十一年三月一日 衆議院会議録第二十号

農業基本法に基づく昭和四十年度年次報告及び昭和四十一年度農業施策についての発言に対する湯山勇君の質疑

二八九

昭和四十一年三月二日 衆議院會議録第二十号

農業基本法に基づく昭和四十年年度年次報告及び昭和四十一年度農業施策についての発言に対する湯山勇君の質疑

二九〇

と思います。これが、国内におきましては、なかなか地域的にずいぶん実情が違ひ、営農の実態も違ひております。ここに兼業農家というものが出てくる素地があるわけでありまして。だから、専業農家、自立経営の農家をつくることに私どもも熱心であり、また、それに力をいたしますが、経営の実態あるいは営農の実態等が、ただいま申し上げる前に、兼業のほうがつくりやすい状態にある、こういうことも農村において忘れてはならないのであります。そういう意味で、私は、農村においての農業所得をふやすことに力をいたすと同時に、農家収入がいかにしたらふえるか、こういうことを考えていきたい、こういうことを申し上げておるのであります。そうして、私が説明するまでもなく、農業基本法の指向するところのものは、農業従事者の所得をふやすことであり、同時に農家の生活水準を向上させることなんです。この農家の生活水準を向上させる、こういう意味におきまして、私は、今日とておる政策が誤りでないということをはっきり申し上げたいのであります。(拍手)

次に、お尋ねがありました、兼業やあるいは出かせぎ等の必要のない農業、そういうものができればたいへん望ましい形であります。しかしながら、現状におきましては、さような状態にまでは立ち至っておりません。(拍手)

〔国務大臣坂田英一君登壇〕

○国務大臣(坂田英一君) お答え申し上げます。

総理から全般的なことが大体お話がありましたのでございしますが、なお追加して申し上げます。

農業基本法施行以来五年もたつが、今回の年次報告を見ておると、自給率の低下、それから労働力の質の低下、兼業化の進行などがあって、さっぱりじゃないか、こういう一つの御質問でございます。

私は、かねがね、わが国の農業の当面する問題は、第一に、国民食糧の安定的供給をいかにして

確保するかということであり、第二は、農業の生産性と農業従事者の所得をいかにして向上させるかということであり、第三は、どのようにして農村の環境を整備し、農業従事者の福祉の向上をはかるかというところであると存じております。今回の年次報告でも明らかに、最近の農業の動向は、ますますその感を深めるものでございします。これらの問題に対処するために、農業生産基盤の整備、農業構造の改善、農業技術の開発及び普及等の諸施策を拡充することによって、農業の生産性の向上をはからなければならない、農業生産の維持増大につとめるということ等は言うまでもございしません。なお、農村対策の一その充実により、立ちおくれた農村環境の整備をはかつてまいる所存でございします。なお、土地生産力は、私は世界に類例がないと見ておるのであります。

第二は、政府は生産性の向上を労働生産性向上一本やりで考えているようだが、これが生産増強、農業所得の増大に結びついておらない、兼業化や冬作の耕作放棄などが進んでいる、このことは政府の見通しの誤りを示すものであつて、農業基本法路線の再検討を必要とするのではないか、こういう御質問であります。

しかしながら、私は、農業基本法は絶対間違っていないと確信を持っております。(拍手)ただし、この基本法によって行なわれておる事柄については、地方的に間違つておる例もあつて、人間のやることだから……それは、たとえば構造改善にしても、ことしの八月に入つて、私もすぐ構造改善のやり方を調査したわけです。ところが、大部分のやり方は非常によくいっております。

す。心配をしたわりにはよくいってあります。しかし、中にはやはり悪いものもございました。それは、その基盤整備がなく、農道がないのに、大きな機械を持ち込めば、うまくいかぬのはあたりまえなんです。また、地方の実情に即しない、たとえば兼業が非常に多いという地帯に対しては、やはり共同とか協業とか、それが寄つていろいろ

なことがやれる仕組みでなければならぬのに、その仕組みに反したことをやっておるような実例があることと間違ひがあるのです。農業基本法はそういうことを書いてないのであります。農業基本法の趣旨は絶対間違ひはないと確信をしておるのであります。やり方に間違ひがあるやつは、これから直していききたい、こういうのでございします。(拍手)

それから、農業労働力が引き続いて減少しておる現在のもとは、農業生産性の向上と農業所得の増大をはかるためには労働生産性を高めることが重要なことは申すまでもなく、土地の生産性その他のことも考えないわけにはいかぬ、こういうことのようにございまして、これは総理からもお答えを申し上げたとおりでございします。一つつけ加えて申し上げますが、確かに、日本の民族の一つの欠点は、一つのことをやろうとすると一つをやらいでもない、黒か白か、こういうことなんです。それは間違ひである。黒も白も必要ならば二つとも一緒にやるということが大事なのであつて、労働生産性向上は、現在の日本としては特に重要であると思ふけれども、やはり土地の生産性も特別に重要であると思ふ。特に、米作のごときは、この土地の手入れ、あるいは土壌保全の問題とか、なかなか大事な問題がございしますから、それは繰り返して申すまでもない、こう存じます。

次は、食糧自給率が低下しておるが、今後の見通しはどうかというのでございします。現在の食糧自給率は確かに八〇〇程度でございします。しかしながら、よく考えてみますと、その中には熱帯のバナナとか、コーヒーとかココアなども入つておるのであります。それから畜産をうんと発展させるために、その飼料がうんと入つております。こういうものが入つておるために、全体の自給率が下がるわけです。しかし、米だけ言えば九六％の自給率を保つておるのであります。そこで、畜産のごときは、牛のように草を食ふものについては、草地の造成は、これはどうしても自給しなければならぬから、いわゆる長期計画によつて四十万町歩の草地をさらに造成していくという考え方であることは言うまでもございしません。しかし、人間の食糧さへなかなかこの狭い土地で一億の人間が食つていくのでありますからして、そういうときにまた家畜の濃厚飼料も急激にふえる、そういうものまでも一緒にやろうというのは欲深いです。

それから次は、自立経営農家の育成の問題であるのでございしますが、これは総理からお話がありましたので、別に私がつけ加える必要もなかつたと思ひますが、ただ一言申し上げますならば、兼業農家は非常にふえております。兼業農家は現在すでに平均二一％ぐらいになっておると思ひます。特に第二種兼業農家は四二％になっておる。北陸地帯は、専業農家は一〇％もないくらいなんです。これはまた、生活が苦しいから兼業農家になつたといふんじゃない、単作地帯において文化が発達して、つまり生産性が高まつていくとさういふことになることがある。これらについては詳しく申し上げる時間がありませんが、そこで、北陸のごときは一〇％の自立経営しかないといふことになつておるけれども、農家の生活及び農民的精神の旺盛なことは、他の地帯よりもはるかに大きいのです。それだけつけ加えて申し上げます。

それから、兼業農家の問題についてさらに申し上げたいことは、もちろん私も自立経営をできる限り増強したいといふ考え方をもち込んでおることは、湯山議員も十分に御了承のなすのでございします。ただし、兼業農家がこれだけおるのに、農業政策であらうと何政策であらうと、そのたくさんある兼業農家に対して所得をふやしてやるという政策は、これは政治として当然やるべきことであります。それが農業的にやればわれわれは満足でありますけれども、さうもいかぬ

ときには、ほつておけというわけにいきません。やはり、これらは、所得をふやすということについては十分考えていくことは当然であると思うのでございます。

それから、最後に、米価の問題についてでございます。

四十一年産米の政府買入れ価格は、昨年同様、生産費及び所得補償の考え方に基づき、米の再生産を確保することを旨として定めたいと考えておるのでございます。算定諸要素が未確定でありますので、その額がどの程度になるかというところは、現在何とも申し上げることはできません。したが、方向だけは生産費及び所得補償方式によっていきたい、こういう考え方でございます。生産者米価の決定いかんによつては、消費者米価の問題が生ずることは考えられるのでありますが、何ぶんにも将来のことであるので、本年消費者米価をどうするかというについては、申し上げられる段階ではございませんのでございます。ただし、消費者米価は、家計費の範囲内において、家計の安定をはかることを旨としてきめるといふ方針をはつきり申し上げます。(拍手)

〔国務大臣福田雄三君登壇〕

○国務大臣(福田雄三君) 答えたいいたします。

自立農家は実際減少しつつあるではないか、それなのに報告書ではそういう趨勢が胎動しておるといつているが、それは矛盾ではないか、こういうお話のようであります。ただいま農林大臣が御報告申し上げましたように、自立農家はだんだんとふえていく傾向にあります。なお、この傾向は、先ほど総理大臣から、管理事業団の運用によりまして大いに積極化されるであらうということでありまして、まさに積極的に胎動する、さように考えるのであります。

さらに、土地改良長期計画についてのお話でございますが、私は、農村に對しましては、これは保護政策が必要である、そういうふうに見えるものであります。しかし、この保護が所得保障的な

保護であつてはならない、どこまでも農村の生産性を向上するという方向によつてこれを保護していくということではなれないと思ふのであります。それにはやはり、農家のよつて立つ農業基盤の助成、これが重大であります。その中心となる土地改良計画につきまして長期計画を持つ、これは非常に大事なことであります。私は、今回これがきめられて御審議をいただいておりますことは、農政の上の一大前進である、かように考えております。

また、米価につきましては、ただいま農林大臣からお話がありましたように、生産者米価は、これは所得補償方式によつてきめられます。その方式に適用すべき数字は、その時点における最近の数字を採用いたしますので、今日これを予見することは不可能かと存じます。消費者米価につきましては、これからの物価の状況、また国民の家計の状況、あるいは経済の趨勢、さうなものを総合的に見て決定すべきものである。今日これをまだ申し上げる段階ではございません。(拍手)

〔国務大臣坂田英一君登壇〕

○国務大臣(坂田英一君) 湯山議員からの御質問の中で、麦対策をどうするかという問題を漏らしましたので、つけ加えて申し上げたいと思ひます。

麦対策については、米価審議会の際において、これを何とか方法を講じなければならぬといふことの強い要請を受けておりました。目下省内において対策本部を置いて、きめてやつておるわけでございます。そこで、結局、ビール麦の需要が非常にふえておるといふ問題、それから、うどんのものは日本の麦が非常に適しております。関係があり、それら特有の用途というもののにつきましては、できるだけその増産を進めていきたい、こういう問題もござります。さういふことであります。それと、とにかく非常に生産が減つておることは御存じのとおりでございます。特に、畑作以上に水田の裏作が減つておるわけでありまして、農家のいろいろの状態を聞きまして、

むしろ飼料を植へたいという考え方の人が非常に多いという事態でもありますので、したがって、麦につきましては、やはり生産性を高める、非常に努力のかかるやり方でございます。生産性を高める、さういふことは従来ともパイロット的にやつておりますが、さういふ施策を増強することも一つであります。

それからして、今度は一面飼料を非常にふやしていくと思つておるのであります。現在草地のほかに飼料作物の栽培面積が五十二万町歩くらいでございますが、将来の畜産物から見まして、さらに四十万町歩の草地を造成しただけでは足りない。飼料作物をやはり五十万町歩くらいつくる必要がありまゝるので、さういふ意味から、飼料作物というものに重点を置くということ、いろいろ考えまして麦作の対策を進めていきたい、さういふ観念しておるわけでございます。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(園田直君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。厚生大臣鈴木幸君。

〔国務大臣鈴木幸君登壇〕

○国務大臣(鈴木幸君) 健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府管掌健康保険、船員保険等の医療保険につきましては、近年受診率の上昇、給付内容の改善等により多額の赤字を生じ、保険財政はきわめて逼迫した事態に立ち至つております。

政府は、このような事態に對処すべく健康保険制度等の改正案を策定し、社会保障制度審議会及び社会保険審議会に諮問したのであります。

が、両審議会からは、保険財政が逼迫している現状にかんがみ、とりあえず応急対策として保険料の改定及び国庫負担の増額を行なうべきであるとの答申を受けたのであります。政府といたしましては、限られた国の財政事情の中で、これらの答申の趣旨を極力尊重することといたしまして、当面応急対策として昭和四十一年度において政府管掌健康保険に對し百五十億円、船員保険に對し四億円の国庫補助を行なうこととし、あわせて標準報酬等級区分の改定及び保険料率の引き上げを行なうこととした次第であります。なお、これらの審議会の答申にも述べられておりますように、医療保険財政を将来にわたつて健全化するためには、医療保険制度の基本的な問題について検討する必要があるもので、政府といたしましては、今後早急に抜本的な検討を行なう所存であります。

またこの際、さきに行なわれませんでした労働者災害補償保険法等の改正に見合つて船員保険の職務上の事由による年金給付につき、また、さきに行なわれた厚生年金保険法と船員保険法の改正に伴い厚生年金保険及び船員保険交渉法について、それぞれ所要の改正を行なう必要がありまゝので、今回あわせてこれを改正することとした次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。以上が、次に、この法律案の概要を御説明いたします。

まず、健康保険関係につきましては、第一に、標準報酬月額額の最高額現行五万二千元を十萬四千元に改め、等級区分、現行二十五等級を三十六等級とすることといたしております。

第二に、政府管掌健康保険の保険料率、現行千分の六十三を千分の七十に改めることといたしております。

次に、船員保険関係につきましては、第一に、標準報酬月額額の最高額、現行七萬六千円を十萬四千元に改め、等級区分、現行二十五等級を三十等級とすることといたしております。第二に、疾病部門にかかわる保険料率につい

昭和四十一年三月一日 衆議院會議録第二十号

健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する河野正君の質疑

二九二

て、一般給付分、現行千分の五十一を千分の五十四に、災害補償分、現行千分の四十を千分の四十六に引き上げることとしております。

第三に、職務上年金部門に關しましては、さきに行なわれた労働者災害補償保険法等の改正に見合つて、職務上の障害年金及び遺族年金の額を引き上げる等の改正を行なうこととしております。

次に、厚生年金保険及び船員保険交渉法の関係につきましても、さきの厚生年金保険法及び船員保険法の改正における老齢年金等の年金額の引き上げ、高齢者在職老齢年金の支給、厚生年金基金の創設等に伴い、老齢年金の高齢受給権者または厚生年金基金加入員であつて、両制度に加入したことがあるものの取り扱い等について必要な調整を行なうこととしております。

以上が健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(岡田直君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。河野正君。

〔河野正君登壇〕

○河野正君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案せられましたいわゆる健康保険等関係三法について、総理並びに関係閣僚に対しまして若干の質疑を行ない、国民の疑問に對し説明を行なわんとするものであります。(拍手)

佐藤総理は、今日まで常に社会開発に對する構想を強調せられ、また、本年初頭における施政演説の中においても、社会開発に關する施策を強力に推進することを述べられておられるのであります。また一方、今日国民の重大な関心事は物価の安定と生活の安定、そしてその向上方策についてであります。したがって、大蔵大臣も、さきには日本

じゅうの家庭が健全で豊かな消費生活ができる福祉国家の建設をはかつていくことがきわめて急務であることを強調せられておられるのであります。

ところが、実際には、総理や大蔵大臣の今日までの公約に反し、昨年に引き続き消費米価、私鉄運賃、国鉄運賃、郵便料金等と、公共料金は軒並みに値上げされんとし、あまつさへ御念入りに今回の健康保険料の大幅引き上げまで強行しようとする企圖し、不況の克服も、物価安定も、社会開発も、単に国民に淡い幻想を与えたのみで、国民生活を一そり庄迫し、社会保障は大きく後退せしめられて、政府の公約はいまや一片のから手形に終わっているのではあります。(拍手)すなわち、政府の公約ははげ頭の毛はえ葉のようなものであつて、国民はだれ一人として信頼するものはいないと思うのであります。

特に、社会保障の問題は低所得者層に重大な影響を持つものでありますから、社会保障を中心とする厚生行政に對しては、今日国民の期待と関心は異常なものがあると思つておられます。しかし、これまた現実には厚生大臣のポストが敬遠され、あるいは自民党の大任患者にいやがられる、こういう事実が暗示いたしましたように、政府の意欲と姿勢は、全く国民の期待を裏切つておるのであります。特に、今回の健康保険法等の改正は、その意味で国民を愚弄する最も悪質な改悪案と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

御承知のとおり、今度の保険料大幅引き上げについて、各審議会の答申を無視した点に對しまして国民の激しい憤りがあつたと思つておられます。ところが、すでに医療問題をめぐつての紛争は一昨年以来のことであり、もちろん医療費問題の紛争には幾多の要因があつたのであります。が、なかんずく、中央社会保険医療協議会をはじめとして、各審議会の答申を無視した点は、各界より強く指摘せられたところであり、したがつて、国会においても、その責任が追及されたつど、総理、厚生大臣は、今後それぞれ関係審議

会の意見や答申を全面的に尊重することによつて、再び紛争の起こることがないよう、大いにとめることを確約せられてまいつたのであります。

また、現に法的にもその一例をあげますならば、社会保障制度審議会設置法第二条第二項には、総理、関係各大臣は、社会保障の企画、立法、運営の大綱については、あらかじめ審議会の意見を求めねばならぬことが、明確に規定されておるのであります。しかるに、政府は、本年初頭より、国民の健康と医療を守る懇談会の構想を公表し、また、最近に至つては、深刻化する医療保険の財政危機に對処し、同制度の根本的改善に取り組むため、今度は、厚生大臣の諮問機関として、臨時医療保険制度審議会を設置する方針を固めたとも新聞は報道いたしておるのであります。

深刻化したとします保険財政の危機に對処することとは、これはいいいたしましたけれども、すでに尊重すべきは各審議会があるにもかかわらず、さらに屋上屋を重ねるとき諮問機関を新設いたしますことは、今日までの総理の発言と明らかに矛盾するものと考えるのでございますが、この点、いかがお考えでございますか、率直にひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

私は、要はむしろ医師会、支払い側団体の相互の根深い不信感をすみやかに解消せしめることにあると信ずるものであります。もし、単にその審議会の新設というその理由が、審議機関の御用化や、あるいはまた御都合主義にあるとするなら、これは国会審議尊重の上からも、断じて許しがたいと思つておられます。これが総理大臣にお尋ねしたい第一の問題点であります。

次は、今日の医療保障のあり方についてであります。すでに社会保障制度審議会は、全国民に對し、その職域、地域、別なく、最高水準の医療を保障し、生活と健康を守る医療保障を緊急に確立せしめる必要のあることを答申いたしておるのであります。

ます。もちろん憲法第二十五条におきましても、その基本的なあり方については明らかにいたしておるところであります。ところが、現在の政府の方針は、この答申が示しております医療保障の理想像をむしろ逆用していると思ひます。すなわち、政府・自民党の企圖するところは、終始一貫医療保障をことごとく被保険者が拠出する保険料のワケ内でまかなおうとする安上がりな社会保障であり、給付水準をできるだけ低く押えようとする低医療政策にはかならないのであります。このような事実は、むしろ医療保障の後退であり、破壊であり、佐藤総理みずから憲法第二十五条の精神を踏みにじつておられると思つておられます。この憲法でいいますところの医療保障についてのあり方、これが私が総理にお尋ねしたい第二の問題点であります。

次いでお尋ねしたいと思ひます点は、今後、日本の医療保障の展開についてであります。

医療には最高度の技術が必要でありまして、また、その医学、医療の進歩は保険医療にも極力取り入れられなければならぬと思つておられます。しかも、今日疾病構造の変化等がありまして、医療保障の費用、経費が漸増する傾向にあることは当然の理であります。さらに、近年はその傾向が異例的に激しくなり、経済高度成長のテンポを大きくこえるに至つておるのであります。したがつて、国民総医療費の国民所得に占める比率も、すでに五割に達するに至つたのであります。ところが、政府はこのような背景を全く無視して、依然として腰だめ式の医療費の引き上げと、保険財政の収支のつじつまを合わせるといった方策のみに終始いたしてまいりましたことは、まさしく政府・自民党の無為無策ぶりを暴露したものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

今後、日本の医療保障をどう展開していくべきか、いまや抜本的に再検討を加えるべき時期が訪れておるものと私は信ずるのであります。この点は、総理の御見解を率直にひとつ承つておきた

いと思います。これが總理にお尋ねをしたい第三の問題点であります。

次いで、改正案の中で、具体的な点について若干お尋ねしたいと思つてあります。

その一つは、厚生省は、四十一年度の保険財政の赤字は七百二十億圓と見込んでおるのであります。しかし、その赤字を補てんする方策をいまして、今度の改正により標準報酬の上限引き上げで百三十八億圓、保険料率の引き上げで二百九十億圓の増収を見込んでおるのであります。このことは、一例をあげて説明をいたします。ならば、月収十萬圓の人の保険料は、現在千六百三十八圓であつたものが三千五百圓というぐあい、その二倍増といふふうにきつめて大幅な負担増となるのであります。しかるに、大蔵大臣は、この国民の加重負担には全く目をおおい、依然として三者三泣きを主張しておられるのであります。

ところが一方、各審議会は、今日の保険財政の赤字は全く政府の責任であり、特に、精神、結核、医療等の他の制度の負担のしわ寄せもあることであるから、平年度二百億圓の国庫負担と、他は借り入れ金で処置すべきであることを、強く強調いたしておるのであります。また、さきの自民、社会両党の国対委員長会議における取りきめの内容も、わが党の主張する定率補助にあつたといふことは御承知のとおりであります。

たとえ、当面の赤字対策に限つたといつたしましても、あくまで国庫負担の大幅増額が行なわれなければならぬと考えるのであります。ところが、今回の予算措置はわずかに百五十億圓にとどまつておるのであります。このことは、保険財政が漸増するおきからでございますから、再び保険料引き上げが行なわれるということがこのままでは必至の状況でございます。

そこで、今回予算措置をされました百五十億圓の根拠と、いま申し上げるような理由によつて今後この財政処置を大幅に増額する用意がある

ものかどうか、この点はひとつ大蔵大臣のほうからお答えをいただきたいと思つてあります。

この国庫負担に関連いたしまして、いま一言お伺いしたいと思つておられる点は、赤字財政と医療機関に対する支払い遅延の問題についてであります。

医学、医療の進歩は人道からまた当然保険医療に取り入れられなければならないと思つておられるし、さらに疾病構造の変化もございまして、今後医療保険の費用が逐次漸増の一途をたどりまことは、いま申し上げたとおりでございます。したがつて、赤字財政の問題は、好むと好まざるにかかわらず、大幅国庫負担を中心とする抜本的改善が行なわれぬ限り、悪循環はさらに繰り返す問題であるといふことを私は強く指摘いたさなければならぬと思つておるのであります。今日すでに残念ながら結核、精神医療の措置費は、支払い遅延という深刻な事態を引き起こしておるのであります。この医師、医療機関に対する支払い遅延という攻撃こそは、政府独自の資金計画の本質を暴露し、健保、医療破綻の野望なりと私どもは糾弾せざるを得ないのでございまして。(拍手)

国民健康保険におきましては、国民健康保険法の中で支払い遅延を防止するため、その支払い期日を明確に規定いたしておるのであります。そこで、いま申し上げましたように、一般健康保険におきましても、国民健康保険の例もあることとございまして、この健保医療の不安を除去するためにも、支払い遅延という深刻な事態を防止するための措置、具体的には法制化といふものが必要になつてまいらるであらう、こゝういふことを考えるわけでございますが、この点は厚生大臣のほうから、さらには財政上等の問題もございまして、大蔵大臣からもお答えいただければ非常にけっこうだと思つておられます。

一方政府は、赤字財政克服の一環として行政努力によつて九十八億圓の節減をはかろうと言つて

おるのであります。四十年度におきましては五十八億圓、本年は更にその二倍の節減であります。

しかし、私は、元來行政努力といふものは、赤字の有無にかかわらず行なわなければならないものであつて、いまさらあらためてここに一律にばく大な節減を行なうことは、常識的にも全く納得のできぬ点でございます。すなわち、このばく大な額の節減は、不当なる審査、不当なる監査、あるいはまた不当なる減点といった適正医療の運営をはばむ政府の収奪行為なりと指摘せざるを得ないと思つておられます。(拍手)このような納得いかぬ行政努力について、厚生大臣はどのようにお考えになつておられるのか、率直にひとつお答えをいただきたいと思つておられます。

最後に、一点お尋ねしたいと思つておられる点は、診療報酬体系の適正化の問題であります。いづれにいたしましても、医療保険の赤字の病根は、実に根深いものがございまして。しかし、その制度については国民の福祉の面からも、その健全化をはかつていかなければならぬことはきつめて重要な事柄でございまして。なかなか、国民医療向上のためまえからの技術尊重の診療報酬体系の適正化は、早急に検討をし、早急に解決をしなければならぬ重要な問題であらうと思つておられます。中央社会保険医療協議会もすでに審議すべき議題の決定を行なつたようでございます。今日の国民医療の向上を前提とする医療保険問題の早急な解決というたてまえから、診療報酬体系適正化と、さらに議題を決定いたしました中央社会保険医療協議会が今後どのような方向で進展するものか、この点につきましましては国民の前に明らかに説明をしていただく必要があらうかと考えます。

以上の点を厚生大臣より率直にお答えをお願いして、鈴木善幸厚生大臣の行政が、文字とおり善幸であることを心から私も期待して、そうして私の質問を終わらんとするものであります。

(拍手)
〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 健康と医療を守る懇談会についてお尋ねがありました。すでに法に基づく社会保険審議会あるいは社会保険制度審議会、あるいはまた中央医療協議会等々があるにかかわらず、その上この種のものを設けるということは、法律に基づくものを軽視するものであり、また屋上屋を重ねるようなことにならないか、こゝういふ御意見だつたと思つておられます。

今回つくりました懇談会は、申すまでもなくこれは法律に基づかない懇談会でございまして、この懇談会を通じて大所高所からの意見を十分聞いて、そして行政の円滑なる遂行をいたしたい、かように私は考えておるのであります。私が申し上げるまでもなく、社会保障制度は今日の政治の大きな課題であります。これから福祉国家を建設しようとする場合に、これをとりつぱになし遂げること、これが政治の課題でもあります。そういう意味におきまして、この種の懇談会まで設けて、そして政府もいろいろ検討しておる、この点を了とされんことをお願いをいたします。

次に、憲法二十五条の關係でありますが、これはもちろん違反はいたしておりません。御承知のように、社会保障制度と申しまして、その中の医療保険制度、これは名前が示しますように保険制度であります。したがつて、政府自身が助成を出すという前に、やはり組合員の負担料率等々の改正の問題のあることは私が指摘しなくともおわかりだと思つておられます。今回の改正もその意味で、政府の助成金もいたしますが、料率の改正もいたそうとするものであります。別に憲法二十五条とは抵触するものではありません。しかし、御指摘にもありましたように、最近の医学あるいは薬学等の進歩等から見まして、今後医療費は非常に増高する傾向にあります。こゝういふ意味で、この種の保険制度はいかにあるべきか、また保険料率はいかにあるべきか、こゝういふ基本的な問題は私どもも真剣に取り組まなければならぬと思つておられます。こゝういふ意味で、在来から厚生省に

健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する河野正君の質疑

昭和四十一年三月一日 衆議院會議録第二十号

おきまして、また各種審議会等を通じて真剣に検討を願っておりますが、さらにそのまま続けたいというつもりでございます。(拍手)

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

政府から昭和四十一年度において健康保険組合に百五十億円を繰り入れるが、その根拠は、このようにお尋ねであります。御承知のとおり、政府管掌健康保険組合では、非常な赤字である。昭和四十一年度におきましては、七百二十億円の赤字が想像されるのであります。これに對しまして、標準報酬の上限を引き上げるといふ措置、また保険料率を引き上げるといふ措置、なお自己努力等もいたすという前提をとりましても、なお生ずる赤字が百五十億円となるのであります。これが百五十億円ときめました根拠でございます。昭和四十一年度におきましては、繰り入れ額が三十億円でありまして、五倍の繰り入れ額に相当するものであります。

なお、河野さんの話を全体として承っておりまして、赤字は生ずるが、それをみんな政府の財政で埋めたらどうかというような響きがあります。しかし、今日、保険財政は非常なむずかしい段階に立ち至っておりますが、それは給付の額が、医療費の額が、二〇%ずつ毎年増加する趨勢にあるのです。それに対して、収入がわずかに一〇%しかふえていない。これでは、ますます財政は窮乏するばかりでありまして、この根源をきわめるといふことが非常に大事である。政府におきましては、昭和四十一年度中に、この根源を解剖し、これが対策を根本的に立て直すというふうに考えておるのであります。さしあたり、四十一年度予算におきましては、ただいま申し上げましたような政府管掌健康保険組合に對しましては、百五十億円というので経過しようという考えであります。

なお、一般的に政府支出で保険をやつていけというふうなお話でございますけれども、これは

健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する河野正君の質疑 朗読を省略した議長の報告

保険の先進国であるフランスにおきましても、国費の負担というのは三割です。また、西ドイツにおきましても二割くらいです。わが日本におきましては、これは一三%……。(イギリスはどうだと呼ぶ者あり)イギリスは国営でありますから、これは別であります。そういうような状態でありまして、私は、国庫の負担と保険との関係は、弱小組合、つまり低所得者のみを対象とするような組合につきましては、政府は積極的にこれが援助をするべきであるけれども、その他健康保険のとき、その財政の基礎の強化されておる組合に對しましては、なるべくこれは自己責任においてやるべきものである、さういう考えをしております。そういう努力に努力を尽くしてもなお生ずる欠損につきましては、政府は援助する、これが正しい行き方ではないか、かように私は考えておる次第でございます。(拍手)

○国務大臣(鈴木善幸君) 御質問の第一点は、医療機関に對する診療報酬の支払い期限を法律で定めたらどうか、こういうお尋ねでございますが、現在、健康保険法におきましては、法令上別段の規定がございません。しかし、国民健康保険と同様に、おそくも診療の翌々月の月末までには支払いを完了するといふたてでやっております。四十年の実績を見ましても、おおむね翌々月の二十四、五日ころまでに支払いを完了いたしております。最もおくれしました月におきましても、二十九日には支払いを完了いたしておるのでございます。このように、医療機関に對する支払いは、一般に順調に行なわれておりますけれども、今後とも支払い資金を十分準備するとか、支払いの遅延を起こさないように、万全を期してまいりたいと考えております。

また、河野さんの御提案の法定の問題につきましても、国民健康保険法との均衡の問題もございしますから、今後十分研究をいたしたいと存じます。

第二の点は、四十一年度に予定しておる行政努力九十八億円についてでございますが、これは、標準報酬の適正な把握、それから収納率の向上による保険収入の確保、レセプトの点検調査の励行、現金給付の適正化、こういうことをやりまして、そうして保険給付費の節減をはかる等のことを私も考えておるのでございまして、御指摘のやうな不当審査とか、あるいは不当監査とか、そういうやうなことによつて、減点ということが起こらないように、起こるおそれがないようにやつていける所存でございます。

第三の点は、診療報酬体系の適正化をはかるべきであるという御提案でございますが、今後制度の根本的な改正をいたしましたためには、どうしても診療報酬体系を再検討しなければならぬのであります。その際には、医療担当者の技術の適正な評価ということが主眼にならなければならぬといふ考えのことであります。そういう方向で今後中央社会保険医療協議会等で御審議をいただいて、その御意見を尊重して改正をしていきたいと存じます。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 福田 赳夫君
厚生大臣 鈴木 善幸君
農林大臣 坂田 英一君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

○朗読を省略した議長の報告
(見込額書受領)
一、去る二月二十五日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和四十一年度地方団体の繰入歳出総額の見込額書を受領した。

(政府委員任命)
一、去る二月二十五日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、二月二十四日付議長において承認した三井芳文外三名を二月二十五日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(要求書受領)
一、今日、内閣から、人事官に佐藤正典君を任命したので、国家公務員法第五十一条の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)
一、去る二月二十五日、地方行政委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 和爾俊二郎君(理事額綱彌三君去る二月二十五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)
一、去る二月二十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員	受田 新吉君	今澄 勇君
田澤 吉郎君	西岡 武夫君	
安藤 覺君	谷川 和穂君	
通信委員	片島 港君	大原 亨君
予算委員	松浦周太郎君	勝間田清一君
小松 幹君	多賀谷眞穂君	
永井勝次郎君	今澄 勇君	
大原 亨君	加藤 清二君	
栗原 俊夫君	佐藤觀次郎君	
細谷 治嘉君	小林 進君	

昭和四十一年三月一日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

永井勝次郎君 中村 重光君
長谷川 保君 森本 靖君
一、昨二月二十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員

相川 勝六君 多賀谷眞穂君
藤尾 正行君 西ヶ久保重光君
法務委員

中澤 茂一君 山田 長司君
大蔵委員

今松 治郎君 相川 勝六君
今澄 勇君 山本 勝市君
砂田 重民君 春日 一幸君
商工委員

山中 吾郎君 島口重次郎君
運輸委員

永井勝次郎君 泊谷 裕夫君
予算委員

藤尾 正行君 砂田 重民君
中村 重光君 肥田 次郎君
泊谷 裕夫君 滝井 義高君
春日 一幸君 山下 榮二君
山本 勝市君 藤田 高敏君
山田 長司君 村山 喜一君
稻村 隆一君 田原 春次君
平林 剛君 小川 三男君
田口 誠治君 田中 武夫君
吉村 吉雄君 中井徳次郎君
小林 進君 西ヶ久保重光君
八木 一男君 栗林 三郎君
大村 邦夫君 武藤 山治君
大出 俊君 竹本 孫一君
堀 昌雄君 今松 治郎君
相川 勝六君 勝間田清一君
小松 幹君 山中 吾郎君
山花 秀雄君 多賀谷眞穂君
永井勝次郎君 中澤 茂一君
今澄 勇君 林 百郎君

決算委員

小松 幹君 山花 秀雄君
勝間田清一君 華山 親義君
中村 重光君 長谷川 保君
(議案提出)
一、去る二月二十五日、議員から提出した議案は次の通りである。
最低賃金法の一部を改正する法律案(吉川兼光君外一名提出)
一、去る二月二十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案
農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案
農業信用基金協会法の一部を改正する法律案
昭和四十年年度一般会計予備費使用
昭和四十年年度特別会計予備費使用
昭和四十年年度特別会計予算総則第一
十一條に基づく使用総調書(その
1)
一、去る二月二十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(吉川兼光君外一名提出)
一、去る二月二十六日、内閣から提出した議案は次の通りである。
性病予防法の一部を改正する法律案
一、昨二月二十八日、内閣から提出した議案は次の通りである。
内閣法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
公認会計士法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る二月二十五日、委員会に付託された議案

は次の通りである。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)
相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)
以上三件 大蔵委員会 付託
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出第九六号)
以上二件 社会労働委員会 付託
農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)
農業信用基金協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)
以上二件 農林水産委員会 付託
昭和四十年年度一般会計予備費使用
昭和四十年年度特別会計予備費使用
昭和四十年年度特別会計予算総則第一
十一條に基づく使用総調書(その
1)
昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算
昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算
昭和三十九年度国稅収納金整理資金受払計算書
昭和三十九年度政府關係機關決算書
以上三件 社会労働委員会 付託
一、昨二月二十八日、委員会に付託された議案は

次の通りである。

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(吉川兼光君外一名提出、衆法第一八号)
社会労働委員会 付託
(議案送付)
一、去る二月二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
最低賃金法の一部を改正する法律案(吉川兼光君外一名提出)
一、昨二月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(吉川兼光君外一名提出)

千九百六十二年の國際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書
本件の要旨及び目的
わが国が当事国であつた千九百六十二年の國際小麦協定は、一九六五年七月三十一日に有効期間が満了することになつていたので、その後、の修正更新について協議するため、一九六五年二月ロンドンで開催された國際小麦理事會において本議定書が採択され、わが国は同年四月二十一日これに署名した。
本議定書は、小麦取引價格の安定と需給の調節を目的として千九百六十二年の協定の有効期間を一箇年延長し、一九六六年七月三十一日まで、この議定書の締結の間で引き続き効力を有すること等について規定している。
本議定書は、署名国政府により、その憲法上の手続に従つて受諾され又は承認されるものとすし、その受諾書又は承認書は一九六五年七月十五日までにアメリカ合衆国政府に寄託することになつてゐる。しかし、国内手続上寄託の措置

が期限までにできない署名国政府は、正式受諾又は承認の措置を執るよう努力することを約束する旨の通告を一九六五年七月十五日までにアメリカ合衆国政府に寄託しておけば、理事会が決定する期間において、暫定的にこの議定書の締約国とみなされることになつてゐる。政府は、この規定に基づき一九六五年四月二十一日に右の通告を行なつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

わが国は、この議定書の当事国となることにより、小麦の輸入必要量を安定した価格で確保することができるとともに、小麦の国際貿易の安定した拡大にも寄与し得ることになるので、わが国にとつて利益であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和四十一年度一般会計予算外務省所管国際分担金其他諸費の項目に国際小麦理事会分担金として四百五十万二千円が計上されてゐる。

右報告する。

昭和四十一年二月二十五日

外務委員会 高瀬 傳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

通商税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、日本国有鉄道の運賃及び料金の引上げに伴い、その二等寝台料金に対する通行税の課税最低限を一人一回につき一、四〇〇円（現行一、〇〇〇円）に引き上げ、従来どおり、汽車等の二等寝台料金を非課税としようとするものである。

なお、この法律は、国有鉄道運賃法の一部を

改正する法律の施行に併せて施行することとしている。

二 議案の可決理由

二等寝台の利用状況等にかえりみ、日本国有鉄道の運賃及び料金の改定に伴う措置として適切なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年二月二十五日

大蔵委員長 三池 信

衆議院議長 山口喜久一郎殿

衆議院会議録第十九号（昭和四十一年二月二十五日）二七九ページ二段八行一二字目以下一行まで削除

衆議院会議録第十九号中正誤

ハシ	段 行	誤	正
二七	二八	三月	二月
二九	三〇	大企業に	大企業に
二七	二八	増税	減税
二五	二六	補正予算	予算補正
二五	二六	三十九年度	三十九年度
二五	二六	決算委員	決算委員会

二九八

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
ただし良質紙は三十円
(配送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)